

## 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005

平成 17 年 6 月 21 日  
閣 議 決 定

### 第 1 章 日本経済の現状と今後の課題

#### 1. “バブル後”を抜け出した日本経済

(中略)

足下の日本経済に目を転じると、平成 16 年度までの集中調整期間における構造改革の進捗によって、バブル崩壊後の負の遺産から脱却し、民需主導の経済成長が実現しつつある。

集中調整期間においては、主要行の不良債権比率を半分程度に低下させ、不良債権問題を正常化させるとの目標を掲げ、取組を進めてきた。その結果、目標が達成され、金融システムが安定化することで、平成 17 年 4 月のペイオフ解禁も混乱なく実施された。また、企業部門において過剰雇用・過剰設備・過剰債務の解消が進み、体質強化と収益力向上が実現している。

(中略)

平成 17 年度においても、我が国経済は引き続き民間需要中心の緩やかな回復を続けると見込まれる。いまだ緩やかなデフレが継続し、地域間の回復にばらつきがみられる等の課題があるものの、日本経済は“バブル後”と呼ばれた時期を確実に抜け出したと言える。いよいよ「攻めの改革」に踏み出すときを迎えている。

このように、平成 18 年度までの 2 年間（重点強化期間）は 3 つの意味で重要である。第 1 に、新しい躍動の時代への扉を開くことができるかどうかの岐路としての期間であり、第 2 に、これまで取り組んできた構造改革に目処をつけるための期間であり、第 3 に、デフレからの脱却を確実なものとしつつ、新たな成長に向けた基盤の重点強化を図るための期間である。

(中略)

### 第 4 章 当面の経済財政運営と平成 18 年度予算の在り方

#### 2. 民需主導の経済成長を確実なものにするために—活性化のための政策転換—

(中略)

##### (2) 金融システム改革

- ・ 利用者の満足度が高く、国際的に高い評価が得られ、地域経済にも貢献する「金融サービス立国」を実現するため、「金融改革プログラム」に基づき、別表 2 の (2) の施策等を「工程表」に従って着実に実施する。

(中略)

<別表2>

(金融システム改革の推進)

- ・ 金融実態に対応した利用者保護ルール等の整備・徹底、市場機能の充実とその信頼性の向上等の観点から、金融・投資サービスに関する横断的法制としての「投資サービス法」(仮称)について、金融審議会の「基本的考え方」を踏まえ、早期の法制化に取り組む。
- ・ 地域の再生・活性化と中小企業金融の円滑化等を促す観点から、中小・地域金融機関による間柄重視の地域密着型金融の一層の推進を図る。また、金融機関による担保・保証に過度に依存しない融資を促進する。
- ・ 我が国金融の質的向上や不良債権問題の再発防止等に資するよう、金融機関のガバナンスの向上とリスク管理の高度化のための監督上の枠組みを構築する。
- ・ 国際的な市場間競争の高まりに対応して、我が国金融市場をアジアの金融拠点とすることを視野に入れ、金融商品・サービスの多様化等の構造変化に対応した市場インフラの整備等を通じて、国際的地位の向上を図る。

構造改革と経済財政の中期展望－2005 年度改定(抄)

〔平成 18 年 1 月 20 日  
閣 議 決 定〕

2. 経済財政状況

「改革と展望」策定時の経済状況は、経済成長率が名目、実質ともにマイナスとなる(2001 年度(平成 13 年度))とともに、金融部門においては巨額の不良債権を抱えるなど極めて厳しいものであった。しかしながら、その後の構造改革への取組等を通じて、主要行の不良債権問題が正常化するとともに、成長の制約となっていた企業部門における 3 つの過剰(「過剰雇用」「過剰設備」「過剰債務」)が解消し、企業の体質が強化されるなど、我が国経済は、長期停滞を脱し民間需要中心の持続的な回復軌道をたどっている。

(中略)

4. 構造改革への更なる取組

(金融システム改革)

金融・投資サービスに関する横断的法制としての「投資サービス法(仮称)」について早期の法制化に取り組むなど、利用者の満足度が高く、国際的に高い評価が得られ、地域経済にも貢献する『金融サービス立国』を実現するための諸施策を着実に実施する。

(以下略)

## 「経済成長戦略大綱」抜粋 (7月6日 財政・経済一体改革会議 政府・与党了承)

### ○ 「大綱」の位置付けについて（「基本的考え方」より抜粋）

経済と財政の一体的な改革を進めるに当たって、「経済成長戦略」を歳出・歳入一体改革と並ぶ車の両輪として、政府・与党の最優先課題と位置付ける。

人口減少が本格化する2015年度までの10年間に取り組むべき施策を、短期・中期・長期に分けた「工程表」に基づき、スピードを重視し戦略的に実行する。各施策の進捗状況については、毎年度、PDCAサイクルによりその進捗状況を点検し、骨太プロセスの中で個々の施策に対応する定量的な目標などに基づきローリングして改定する。

### ○ 金融庁関連部分（第5. 生産性向上型の5つの制度インフラより抜粋）

#### 3. カネ：金融の革新

##### (1) 金融イノベーションの実現

###### ① リスクを適切に評価する金融の促進

不動産担保や保証に過度に依存しない融資を推進し、在庫や売掛債権を担保として活用する融資を促進するため、今年度中に電子債権の法的枠組みの具体化を目指すとともに、売掛債権担保融資保証制度等の改善や、在庫等を担保とした融資に対する信用保証協会による保証の活用を推進する。また、資産評価データベースの整備など在庫や売掛債権の適切な担保評価に向けた環境整備を促すとともに、今後の実務動向を注視しつつ、在庫や売掛債権のより高度で厳正な評価を前提に、適格担保化の可能性について検討する。さらに、事業資産を包括的に担保化することを可能とするよう、企業担保制度を見直す。あわせて、企業の高度なリスクマネジメントを支える多様なリスクファイナンス手法の支援を検討する。

###### ② イノベーションを支えるリスクマネー供給の拡大

ベンチャー企業等に対するリスクマネー供給を拡大するため、多様な資産運用主体からの投資環境の整備を行う。また、リスクマネーの供給に資するよう、金融機関の審査能力・態勢の再構築を図る。さらに、中小・地域金融機関等の金融仲介機能の強化等を図るとともに、中小企業の適切な財務諸表の整備を促進するほか、中小企業の自己資本の増強や資金調達当初の負担軽

減を可能とする公的融資・保証制度について検討を行う。加えて、中小企業向け貸出債権の流動化支援の強化や、信用保証協会の信託会社に対する保証の円滑化を図る。

## (2) 利用者の視点に立った金融の活性化

### ① 安心して利用できる金融商品・サービスの促進

適切な利用者保護ルールの徹底を通じ、利用者が安心して金融商品・サービスを利用できるよう、金融商品取引法制の円滑な施行や適切な運用を行うとともに、規制の簡素化・明確化等を通じて利用者利便の向上を図るため、銀行代理業制度の適切な運用を図るなど、販売チャネルの多様化を推進する。また、取引信用保険の普及・促進に取り組む。さらに、ITの戦略的活用を促進するため、決済コストの低減も含め電子的な資金決済・支払の利便性の在り方について検討する。

### ② 公正かつ透明で魅力ある市場の整備

我が国金融・資本市場の公正性・透明性を一層向上させ、国際的にも信頼される市場を構築していくため、国際的に最高水準の証券取引所システムを構築するとともに、証券取引等監視委員会等の機能強化・体制整備、市場参加者のモラルと責任ある行動の確保に向けた自主規制機関との連携強化、企業統治と監査法人制度の在り方の見直し等を通じて市場監視機能を強化する。あわせて、金融商品取引の法令遵守の担い手となる専門家の育成等に向けた体制・資格制度等の整備を検討する。また、金融行政の行動規範（code of conduct）を着実に遂行し、金融行政の一層の透明化や効率化を進める。

こうした取組により、約 1,500 兆円に及ぶ我が国国家計の金融資産の運用を活性化するとともに、「間接金融から直接金融へ」の流れを支援する。

## (3) 我が国がアジアの資金循環の中核となるための取組の強化

### ① アジア企業が活用しやすい我が国金融市場づくり

我が国金融資産の投資効率向上と有効活用を促す観点からも、我が国金融市場がアジアの成長企業にとって活用しやすいアジアの金融拠点となるよう、外国会社の株式の我が国市場への上場促進や日本型預託証券（JDR）の活用を促進するとともに、証券決済期間の短縮など証券取引システムの高度化に取り組む。

### ② 我が国金融サービスの国際展開

我が国企業のアジアでの活動を支援し、また、我が国金融サービスの国際

競争力強化と、国際展開を促進するため、日系中小企業のアジア現地における売掛債権の証券化支援の取組を推進する。またEPA等を通じ、アジア市場における規制の緩和を各国に働きかけるほか、アジアにおける市場インフラの整備を促していく。さらに、資金循環の拡大に対応したリスクを管理するため、金融監督当局間の連携に積極的に取り組む。

#### (4) 高度金融人材の育成強化

イノベーションを担う高度金融人材の育成を推進するため、科学技術研究費の金融工学分野への活用により、金融技術の開発を促進するとともに、実務に資する観点から、産学官の連携により、先端的な金融工学に関する教育を行う専門職大学院のほか、連携講座の設置・講師派遣など専門教育体制の充実を促進する。また、金融の高度化等の進展を通じた経済成長の果実を国民が安心して享受できるよう国民一人一人への金融経済教育の充実を図る。

## 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006

平成 18 年 7 月 7 日  
閣 議 決 定

### 第 2 章 成長力・競争力を強化する取組

#### 1. 経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化

##### (5) 生産性向上型の 5 つの制度インフラ

###### ③カネ：金融の革新

- ・ 平成 18 年度中の電子債権の法的枠組みの具体化を目指す。資産評価データベースの整備など在庫や売掛債権の適切な担保評価に向けた環境整備を促すとともに、今後の実務動向を注視しつつ、在庫や売掛債権のより高度で厳正な評価を前提に、適格担保化の可能性について検討する。中小企業向け貸出債権の流動化支援の強化を図る。金融商品取引法制の円滑な施行や適切な運用を行う。
- ・ 国際的に最高水準の証券取引システムを構築するとともに、証券取引等監視委員会等の機能強化・体制整備、市場参加者のモラルと責任ある行動の確保に向けた自主規制機関との連携強化等を通じて市場監視機能を強化する。
- ・ 我が国がアジアの資金循環の中核となるよう、国内金融拠点の整備をはじめ、日本型預託証券（JDR）の活用促進等、取組を強化する。高度金融人材の育成推進のため、金融工学に関する教育を行う専門職大学院等の充実の促進、国民一人一人への金融経済教育の充実を図る。

#### 2. 民の力を引き出す制度とルールの改革

##### (2) 市場活力や信頼の維持と向上

###### (企業のガバナンス)

- ・ 適切な情報開示の確保や市場監視機能の充実といった市場規律を高める観点から、四半期報告制度を円滑に実施するとともに、平成 21 年に向けた国際的な動向を踏まえ、会計基準の国際的な収斂の推進を図る。
- ・ 公認会計士監査の強化に向けた方策について平成 18 年内を目途に検討を行う。
- ・ 「会社法」、「金融商品取引法」における内部統制に関する制度の円滑な実施を図るとともに、その実施状況も踏まえ、企業のガバナンス強化に向けた環境整備に取り組む。
- ・ ファンドを含む広範な規制対象業者に対し、「金融商品取引法」等の新たなルールの適切な運用のための体制整備を図り、厳格かつ適切な検査・監督を実施する。

### 第 4 章 安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現

#### 2. 再チャレンジ支援

##### (2) 個別の事情に応じた再チャレンジ支援

###### (努力する意欲はあるが、困難な状況に直面している人の再チャレンジ支援)

- ・ 貸金業制度等のあり方についての必要な施策実現に向けた対応を行う等、多重債務の防止・救済に取り組む。また、違法な経済取引の被害者救済のため、被害財産の返還による損害回復等の枠組みを検討し、平成 19 年末を目途に結論を得る。

#### 4. 生活におけるリスクへの対処

##### (安全性・信頼の再構築)

- ・ 国民が金融商品を安心して利用できるような制度の整備・運用に取り組む。

## 平成 18 年度金融関係税制主要改正事項

### 【地震保険料控除の創設】

- 国税、地方税ともに地震保険料控除を創設（現行の損害保険料控除は廃止）
- 国税においては保険料の全額を控除（限度額 5 万円）、地方税においては保険料の 2 分の 1 を控除（限度額 2 万 5 千円）

（注 1）平成 18 年末までに締結した長期損害保険契約等については、経過措置として従前どおり適用（国税 1 万 5 千円、地方税 1 万円）

（注 2）税制改正大綱の検討事項において、「いわゆる生損保控除について、・ ・ 年金・医療・介護などの分野における今後の社会保障政策を受けた新たな商品開発の進展等を踏まえ、保険契約者の自助努力を支援するとの観点から、制度の抜本的見直しを行う」旨の記述を明記

### 【産業競争力のための情報基盤強化税制の創設】

（ATM の偽造キャッシュカード対応化（IC カード化等）を含む）

- ISO15408 認証を受けた OS が組み込まれたサーバ等（ATM を含む）への投資について、一定の要件の下、税額控除（基準取得価格の 10%）又は特別償却（基準取得価格の 50%）の選択適用

（注）資本金 1 億円以下の法人については、リースの場合も税額控除可（基準リース費用の 60%相当額の 10%）

### 【特定口座制度の改善】

- 特定口座に係る年間取引報告書について、電子的な交付を認める
- 特定口座に係るみなし廃止制度について、一定の要件の下、適用除外を認める

（注）みなし廃止制度とは、特定口座に残高のない状態が 2 年間続いた場合に、自動的に特定口座を廃止する制度

## 改正項目一覧

### (保険)

- 地震保険料の所得控除制度の創設（国税 5 万円・地方税 2 万 5 千円）
- 生命保険業及び損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の堅持
- 保険業法の改正（少額短期保険業の創設）に伴う措置として次の措置を講ずる  
〔・ 異常危険準備金を損金算入できる対象法人に少額短期保険業者を追加  
・ 少額短期保険業に係る法人事業税について、課税標準を 1 / 2 に軽減 〕

### (金融)

- 産業競争力のための情報基盤強化税制の創設  
〔・ ISO 認証を受けた OS を搭載する ATM を対象に含む 〕
- 協同組織金融機関（信金、労金、信組）に係る固定資産税の課税標準の特例措置の存続
- 特別国際金融取引勘定（オフショア勘定）において経理された預金等の利子非課税制度の延長
- 不動産の価額を課税標準とする信託の登記に適用される登録免許税の軽減措置の延長
- 金融機関が会社分割を行った場合における（根）抵当権の移転に係る特例措置の延長
- J リート及び S P C に係る登録免許税の特例措置の延長

### (証券)

- 特定口座に係る年間取引報告書について、電子的な交付を認める
- 特定口座に係るみなし廃止制度について、一定の要件の下、適用除外を認める
- 民間国外債等の利子及び発行差金の非居住者及び外国法人に対する非課税措置の延長
- 外国金融機関等との間で行う国債等を用いた債券現先取引（レポ取引）に係る利子の非課税措置の延長
- 借入れと貸付けの対応関係が明らかな債券現先取引（レポ取引）を過少資本税制の適用から除外できる措置を講ずる

（ 以 上 ）

## 「金融税制に関するスタディグループ」

## 開催実績

	開催日	テーマ
第 1 回	平成 16 年 3 月 25 日 (木)	これまでの検討の経緯 金融商品課税の一体化
第 2 回	平成 16 年 4 月 21 日 (水)	金融商品の多様化
第 3 回	平成 16 年 5 月 24 日 (月)	海外の金融商品課税
第 4 回	平成 16 年 6 月 2 日 (水)	金融インフラの進展
第 5 回	平成 16 年 6 月 23 日 (水)	金融商品の国際化
第 6 回	平成 16 年 7 月 14 日 (水)	貯蓄から投資
第 7 回	平成 16 年 9 月 15 日 (水)	金融商品の展望
第 8 回	平成 16 年 10 月 13 日 (水)	年度改正要望の説明
第 9 回	平成 16 年 12 月 22 日 (水)	年度改正結果報告
第 10 回	平成 17 年 5 月 17 日 (火)	金融商品課税について
第 11 回	平成 17 年 5 月 31 日 (火)	配当課税について
第 12 回	平成 17 年 6 月 13 日 (月)	金融技術革新と税制
第 13 回	平成 17 年 6 月 28 日 (火)	ファンド課税について
第 14 回	平成 17 年 10 月 19 日 (水)	年度改正要望の説明

## 「金融商品課税の一体化に関する これまでの議論の経過」のポイント

### (金融インフラとしての税制の基本)

- 金融インフラは、預貯金を含む金融商品がリスクに見合ったリターンを形成し、投資家が、そのリスク選好に応じて自由に金融商品を選択できる環境を整えることを重視しつつ整備されてきている。金融インフラの一つとして位置づけられる税制も、この方向を目指して整備されることが重要である。

### (一体課税の意義)

- 金融インフラとしての税制を考えるにあたっては、投資家の立場にたって簡素でわかりやすいものであることが重要であるとともに、金融取引に対して中立的であることが望ましいという点をベースラインに据える。そのベースラインに、「実務的」、「政策的」な観点も加味されて、現実の税制が構築されることになる。
- 金融商品からの収益に対して一律に課税することは、課税の金融取引への影響を中立化するうえで有効な方策である。
- 個人の金融資産の運用においては、各種金融資産を組み合わせ、全体でリスクとリターンを考えてポートフォリオを組んでいるのであるから、税制も、運用資産を通じたネットの収益に課税するという考え方に沿ったものであることが適当である。
- 経済的にみれば、金融資産からの収益がインカムゲインであるかキャピタルゲインであるかには、その実質に差異はない。金融資産からの収益は、発生形態によらず、同値に扱うことが適切である。
- 現実の税制におけるいくつかの制約を考慮すると、リスク資産への配慮は相当である。

### (「貯蓄から投資へ」の流れ)

- 個人金融資産に占める株式・投資信託のウェイトが依然として低いこと、銀行部門に過度にリスクが集中する傾向があったことなどからみて、「貯蓄から投資へ」の流れを促進するというのが現下の政策上の課題とされている。したがって、政策的にこれを推し進めることには合理性がある。
- 「貯蓄から投資へ」の流れを促進するという観点のなかには現行税制がリスクとリターンとの関係を歪めている部分を是正し税制を中立的な姿にするという要素がある。そこからさらに政策的に誘導しようとしていくこととは段階を異にしており、これらを区分して考えることが適当である。

- 現下の情勢では、「貯蓄から投資へ」の流れを作り出すためには、中立的な税制を超えて、リスク資産保有を優遇する必要がある。

### **(投資家の視点)**

- 金融インフラとしての税制を考えるにあたっては、投資家の立場にたって簡素でわかりやすいものであることが重要である。
- 金融商品課税を考えるうえで、投資家の利便性を確保することは極めて重要な意味をもつ。投資家に対して、専ら税務上の理由をもって事務負担をかけることには慎重であるべきである。

### **(実務上の論点)**

- 金融機関の事務負担については、近時金融取引のIT化に伴いシステム開発のための時間とコストが従来にもまして重要な要素となっていることに留意が必要である。

以上

## 金融庁における金融経済教育への取り組み

平成 18 年 6 月末現在

年 月	内 容
12 年 6 月	金融審議会答申において、金融分野における「消費者教育」の必要性について言及
14 年 11 月	「金融サービス利用者コーナー」を金融庁ホームページに新設 (アクセス件数 887,944 件) 学校における金融教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書(「学校における金融教育の一層の推進について」)で要請
15 年 4 月	各財務局・財務事務所を通じ、都道府県教育委員会に対し、教員向け研修会等に金融分野のカリキュラムを取り入れることなどを文書で要請
10 月	中学生・高校生向け副教材「インターネットで学ぼう わたしたちの生活と金融の働き」を金融庁ホームページに掲載(同時に、文部科学省から都道府県教育委員会等に周知文を发出) (アクセス件数 215,429 件)
16 年 1 月	「金融経済教育を考えるシンポジウム」を主催(参加者数 284 名)
2 月	「地域再生推進のためのプログラム」において、国が講じるべき支援措置の1つとして「投資家教育プロジェクトとの連携」を掲載
5 月	児童・生徒と日常的に接している教師から直接意見を聞くための「金融経済教育に関する懇談会」を3回開催(5~6月) 金融広報中央委員会に設置された「金融に関する消費者教育の進め方についての連絡協議会」における年齢層別カリキュラム案の検討への協力(5月)
7 月	小学生向けパンフレット「金融庁 くらしと金融」の作成・ホームページ掲載 (アクセス件数 46,793 件)
8 月	小学生向けパンフレットを子供霞ヶ関見学デーにおいて配布 「初等中等教育段階における金融経済教育に関するアンケート」結果のホームページ掲載
11 月	中学生・高校生向け副教材の改訂・ホームページ掲載
12 月	高校卒業生向けパンフレットの作成・ホームページ掲載(アクセス件数 100,556 件)
17 年 2 月 ~3 月	中学生・高校生向け副教材等(1.8 万部)を全国の中学・高校へ配布し、同時にこれまでの金融庁の取組等への評価を聞くアンケートを実施 大臣の私的懇談会である「金融経済教育懇談会」を設置
4 月	副教材等配布に際し行った金融経済教育に関するアンケートの回答結果の公表 金融庁ホームページ「金融サービス利用者コーナー」を「おしえて金融庁」、「一般のみなさんへ」に再編
6 月	金融経済教育懇談会において「論点整理」を公表
7 月	内閣府、金融庁、文部科学省、日本銀行の4者で「経済教育等に関する関係省庁連絡会議」を設置、同会議において、今後の経済教育等に関しての「工程表」を作成
8 月	小学生向けパンフレットを子供霞ヶ関見学デーにおいて配布
10 月	広島大学との連携講座:「金融検査・監督の制度と理論」の講義開始
12 月	小学生向けパンフレット「くらしと金融」の改訂 「お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム」を大阪府にて開催(参加者 359 名)
18 年 1 月	「お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム」を千葉県にて開催(参加者 255 名)
2 月	各財務局が委嘱している金融行政アドバイザーから、金融経済教育等に関して意見を聴取
5 月	金融庁ホームページ「おしえて金融庁」、「一般のみなさんへ」を改訂し金融関係団体等へのリンクを充実、KIDS 向けコンテンツを導入 (アクセス件数 4,809 件)

※アクセス件数は 18 年 6 月末まで

## ◇ 金融経済教育とは

国民一人一人に、金融やその背景となる経済についての基礎知識と、日々の生活の中でこうした基礎知識に立脚しつつ自立した個人として判断し意思決定する能力(=金融経済リテラシー)を身につけ、充実するための機会を提供すること

## ◇ 金融経済教育の必要性

- 右肩上がり経済の終わり、高齢社会の到来、終身雇用・年功制の変容  
⇒ 個人が金融資産の運用について自己責任で意思決定する期間・機会が人生の中で増加
- ペイオフ解禁、金融商品・サービスの多様化・高度化、IT化と販売チャネル多様化
- 個人が情報活用により利便性・価値を向上させる機会が増大する一方、リスクに気付かなかつたり騙されて損をする事例も発生



**金融経済教育の推進が急務(各人のライフステージに応じて必要)**

## ◇ 大きく2つの段階に分けて現状を把握し、今後の課題を整理

## I. 初等中等教育段階

## 現状

- 教材自体は豊富、学習指導要領にも相応の記述あり
- 具体的な方法は現場の自由裁量
- 教育現場の意識等からの制約あり  
(例) 投資と投機の区別なく「金儲け」の話はタブー視される傾向等

## 課題

- 学習指導要領の記述と現場の意識・実践とのギャップを埋めることが重要  
⇒ ・先生自身の意識向上  
・先生自体が金融経済をイメージできる教材の開発  
・疑似体験を通じた実践的、体験的な教育

## II. 社会人・高齢者段階

## 現状

- 教育機会・教育内容も対象者のニーズによって多様
- リスクの概念、投資と投機の区別、分散投資の基本も必ずしも知識として共有されていない

## 課題

- 主体的に学ぼうとする個人の応援・動機付けが重要  
⇒ ・多くの社会人・高齢者の目線に沿って金融経済の基本を教育  
・学校という共通的な教育の場が予め設定されていない中、ニュース性、エンターテインメント性を持たせるとともに、個々人のニーズとマッチした的確な情報を提供

## 金融経済教育懇談会『論点整理』のポイント ②

### ◇ 2つのライフ・ステージから導かれる共通事項

- I. 求められる教育内容が極めて多面的、多次的  連携(ネットワーク)が重要
- II. 予め唯一ベストのモデルを定めることが困難  優れた事例の選別・普及が必要
- III. 情報量はむしろ過剰、他方ニーズは多様  個々のニーズに対応したアクセスの確保が必要

### ◇ 課題に対応した官民連携の中での一般的な政府の役割

- ① 連携  中立的な立場から、現状の問題点の把握や認識の共有化
- ② 優れた事例の選別・普及  選別・普及の過程を支援
- ③ アクセスの確保  共通の場の設定、関心を引くような情報発信

### ◇ 金融庁に求められる事項

#### 直ちに実施すべき事項

1. 金融行政に関するタイムリーかつ中立的な情報提供の充実
2. 新設される「金融サービス利用者相談室」を通じた新たな情報発信
3. 新たに開催される金融庁主催のシンポジウムの効果的な活用
4. 初等中等教育段階への新たな支援として、学習指導要領と有機的に関連した体系的な教育プログラムの開発に参画
5. 初等中等教育段階、社会人・高齢者段階を通じた支援として、優れた実践事例の周知や「後援」名義の積極的付与
6. 新設される「金融行政アドバイザー」の活用や、現場レベルでの先生との懇談会、研修会の積極的実施を通じた、受け手のニーズの把握
7. 金融庁ホームページの継続的な改善

#### 更なる検討事項

- 多方面における連携強化に向けたイニシアティブ
- 支援方法のあり方の検討
- 金融経済教育の政策的な位置づけの検討

## 金融庁ホームページ「おしえて金融庁」、「一般のみなさんへ」の改訂について

金融庁では、ホームページの学校関係者・一般利用者向けコーナー「おしえて金融庁」、「一般のみなさんへ」を改訂し、子供向けコンテンツ、暮らしに役立つ情報等の充実等を図りましたのでお知らせいたします。

### ○ 主な変更点

- (1) 学校関係者向けコーナー「おしえて金融庁」に子供向けコンテンツ「[カネールの KIN☆YOU ランド](#)」を導入

金融庁が作成している小学生向けパンフレット「[くらしと金融](#)」、中学生・高校生向け副教材「[インターネットで学ぼう わたしたちの生活と金融の働き](#)」、高校卒業生向けパンフレット「[はじめての金融ガイド](#)」を題材に、キャラクター「カネール」とともにゲーム感覚で学べる親しみやすい内容としました。

① クイズ！パネル DE カネール

「お金の流れ」、「会社の役割」、「金融のはたらき」、「生活と金融」の各ジャンルについて、難易度に応じた 3 択の問題が出題されます。

② ゲーム☆金融カルタ

金融に関する用語について、カルタで遊ぶ感覚で学ぶことができます。

③ カネールのお金ぐるぐるストーリー

キャラクター「カネール」と一緒に会社・政府・銀行などを散策することで、経済や金融の仕組みが絵本を読むような感覚で学べます。

④ ゲーム☆タマゴはこび

タマゴ運びにより、集中投資のリスクを体感することができます。

- (2) 一般利用者向けコーナー「一般のみなさんへ」に「[お金と暮らし](#)」コーナーを新設

「一般のみなさんへ」に生活設計に役立つ情報や一般的な経済・金融情報を掲載する「[お金と暮らし](#)」コーナーを新設しました。

- (3) 金融関係団体等へのリンクの充実

「おしえて金融庁」、「一般のみなさんへ」の各コーナーにおいて、金融関係団体等が作成しているコンテンツへのリンクを充実させました。

- (4) 「[金融早わかり Q&A](#)」のリニューアル

「[金融早わかり Q&A](#)」をリニューアルし、「一般のみなさんへ」に掲載しました。

### お問い合わせ先

金融庁 Tel:03-3506-6000(代表)

総務企画局政策課

(内線 3710、2796)

# 暮らし と 金融

1 「金融機関」ってなんだろう？

2 「金融」について知っておこう！

3 「金融庁」ってな～に？



学校における金融教育の一層の推進に資するための中学・高校生向けの金融に関する副教材  
ホームページアドレス <http://www.fsa.go.jp/fukukyouzai/index.html>

## インターネットで学ぼう

# わたしたちの生活と金融の働き

ようこそ、中学生・高校生のみなさん!

ここは、経済や金融、証券や保険のことを学ぶホームページです。  
経済や金融というと、みなさんは「むずかしい」って思うかもしれませんがね。  
証券や保険って、言葉は聞いたことはあるけど、どういうものなのでしょう?



これらはみんな、ふだんの日常生活でも、  
これから社会人として生活を営んでいく上でも、とても大切なこと。  
このホームページでは、そのしくみや働き、役割をやさしく説明します。  
毎日の新聞記事やテレビに出てくることも少しずつ分かってくるので  
だんだんと勉強に自信がついてきますよ。  
それじゃ、たのしく学んでいきましょう。



## 入門編

主に中学生向け

## 基礎編

主に高校生向け

用語集

サイトMAP

リンク

教師

平成10年改訂の中学校学習指導要領（社会科、技術・家庭科）及び平成11年改訂の  
高等学校学習指導要領（公民科【現代社会、政治・経済】、家庭科）に対応した内容になっています。

本副教材に関するご意見・ご要望については、次のアドレスに送付してください。 [fukukyouzai@fsa.go.jp](mailto:fukukyouzai@fsa.go.jp)  
なお、教師の方からの授業実践例の送付もお待ちしております。

金融時代  
インターネットや  
携帯などにも対応

金融商品の  
特徴や利のしかたが  
よくわかる

2005年  
はじめての  
金融  
ガイド

金融取引等の基本的知識

自分で選んで  
自分で申込む

金融トラブルに  
巻き込まれ  
ないために

金融庁

「お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム」の開催について  
～お金活き活き、まち活き活き～

金融庁は、財務局(近畿、関東)、地方公共団体(大阪府、千葉県)との共催により、地域の住民の方々を対象に、身近な地域社会の活動を通じて、お金の使い方を考えることの重要性について理解を深めてもらうためのシンポジウムを大阪府、千葉県で開催します。

本シンポジウムは、「地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携」を内容とする地域再生計画の認定を受けた自治体(大阪府、千葉県)への支援の一環として開催するものです。

記

1 大阪シンポジウム

- 開催日時 平成17年12月17日(土) (午後1時30分～4時30分)
- 開催会場 クレオ大阪北(大阪市立男女共同参画センター北部館)ホール  
(大阪府大阪市東淀川区東淡路1丁目4番21号)
- 主 催 金融庁、近畿財務局、大阪府
- 後 援 内閣府、文部科学省、金融広報中央委員会、大阪府金融広報委員会
- プログラム(予定)
  - 13:00～ 開場・受付
  - 13:30 主催者挨拶(近畿財務局長)
  - 13:40 基調講演(金融庁幹部)
  - 14:00 パネルディスカッション・プレゼンテーション(敬称略)
    - コーディネーター  
藤沢 久美(シンクタンク・ソフィアバンク副代表)
    - パネリスト(順不同)
      - 生島 ヒロシ(キャスター)
      - 川北 英隆(同志社大学政策学部教授)
      - 高見 一夫(NPO 法人おおさか元気ネットワーク副理事長)
    - プレゼンター  
金融経済知識の普及活動の実践者  
金融経済知識の習得に取り組んでいる方

地域再生計画「大阪元気コミュニティ創造サポート計画」関係の活動者

16:30 終了

○ 定員 300名程度

## 2 千葉シンポジウム

○ 開催日時 平成18年1月28日(土) (午後1時30分～4時30分)

○ 開催会場 ホテルスプリングス幕張スプリングスホール  
(千葉県千葉市美浜区ひび野1丁目11番地)

○ 主催 金融庁、関東財務局、千葉県

○ 後援 内閣府、文部科学省、金融広報中央委員会、千葉県金融広報委員会

○ プログラム(予定)

13:00～ 開場・受付

13:30 主催者挨拶(関東財務局長)

13:40 基調講演(金融庁幹部)

14:00 パネルディスカッション・プレゼンテーション(敬称略)

コーディネーター

藤沢 久美(シンクタンク・ソフィアバンク副代表)

パネリスト(順不同)

神戸 孝(FP アソシエイツ&コンサルティング(株)代表取締役)

中原 秀登(千葉大学法経学部教授)

板庇 明(ビジョナリー・エクスプレス(株)代表取締役社長)

プレゼンテーター

金融経済知識の普及活動の実践者

金融経済知識の習得に取り組んでいる方

地域再生計画「地域の活力・中小企業再生プラン」関係の実践者

16:30 終了

○ 定員 300名程度

内容に関する問い合わせ先  
総務企画局政策課  
TEL 03-3506-6000  
(内 3710、3168)

金融知識普及等を目的として金融関係団体等が開催した  
各種事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況

承認日	主 催	開催日(期間)	事業等の名称
17/7/29	金融広報中央委員会	17/8~18/3	「全国キャラバン金融講座」
17/8/5	金融広報中央委員会	17/11	「金融教育フェスティバル」
17/9/2	日本証券業協会 (株)東京証券取引所 (株)ジャスダック証券取引所 (社)投資信託協会	17/10 初旬~中旬	証券投資の日
17/9/18	(社)投資信託協会	17/11/19 (土)	投信フォーラム2005 福岡講演会
17/10/28	(株)産業経済新聞社	17/11/26 (土)	マネーフェスタ2005 i n O S A K A
17/12/14	日本証券業協会	18/2/25	「株式学習ゲーム10周年記念シンポジウム」
18/1/6	日本証券業協会 (株)東京証券取引所 (株)ジャスダック証券取引所 (社)投資信託協会	18/2 下旬~3 中旬	平成18年「春季証券投資セミナー」
18/2/10	(株)読売新聞社 (株)東京証券取引所	18/3 末~18/11/末	「暮らしに役立つ証券投資」
18/2/27	京都大学経済研究所	18/3/11 (土)	京都大学経済教育シンポジウム
18/3/22	(財)生命保険文化センター	18/4~18/11	第44回中学生作文コンクール
18/4/24	金融知力普及協会	18/6/21	シンポジウム「自分流ライフスタイルを探して 団塊世代のための金融経済教育」
18/4/27	(株)日本経済新聞社	18/10~19/3	第7回日経 STOCK リーグ
18/5/9	金融広報中央委員会	18/7/28	「教員のための金融教育セミナー」

承認日	主 催	開催日(期間)	事業等の名称
18/5/25	(株)産業経済新聞社	18/6/25	マネーフェス 2006 in TOKYO
18/5/25	全国公民科・社会科教育研究会	18/7/26~28	証券・経済セミナー
18/6/8	金融広報中央委員会	18/8~19/2	全国キャラバン金融講座
18/6/9	金融広報中央委員会	18/11 中・下旬	第 39 回全国中学生「お金の作文コンクール」
18/6/9	金融広報中央委員会	18/11 中・下旬	「金融と経済の明日」第 4 回高校生小論文コンクール
18/6/9	金融広報中央委員会	18/12 下旬	「金融教育を考える」第 3 回小論文コンクール
18/6/21	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	18/11	「FP の日（全国一斉 FP フォーラム）」
18/6/23	(社) 日本損害保険協会	18/7/1~19/3/31	「そんぽ・消費者キャラバン知って得するバイヤーズガイド」